

見附市教育委員会告示第7号

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年2月19日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱（平成28年見附市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号に次のように加える。

エ 日帰り型

医療機関または助産所で、助産師等による育児相談及び育児技術の指導を実施する。

第5条の表に次のように加える。

産後ケア事業（日帰り型）	医療機関または助産所	
--------------	------------	--

第6条中「10時間まで」の次に「、日帰り型は1人5日まで」を加える。

第7条中「及びヘルパー型」を「、ヘルパー型及び日帰り型」に改める。

第10条第2項第1号及び第2号中「2,200円」を「1,000円」に改め、同項第3号中「550円」を「570円」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 日帰り型 1日 2,000円

様式第1号中

「

申請の種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型

」を

「

申請の種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型 <input type="checkbox"/> 日帰り型

」に改める。

様式第2号及び様式第3号中

「

利用の種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型

」を

「

利用の種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型

」に改める。

様式第4号中

「

訪問看護型	4,800/回		
訪問看護型(多胎)	7,800/回		
訪問ヘルパー型	550/時間		
	合計		

」を

「

訪問看護型	6,000/回		
訪問看護型(多胎)	9,000/回		
訪問ヘルパー型	570/時間		
日帰り型	17,000/日		
日帰り型(多胎)	23,000/日		
	合計		

」に改める。

様式第5号中

「

利用種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型

」を

「

利用種別	<input type="checkbox"/> 新規利用	<input type="checkbox"/> 延長利用
	<input type="checkbox"/> 訪問看護型	<input type="checkbox"/> 訪問ヘルパー型

」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。